

障害認定上の留意事項について

身体障害者の認定にあたっては、永続する障害の状態（障害の固定）を的確に判断するため、岡山県では、社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）の申合せで障害の原因となる疾病・外傷発生年月日から診断書作成時点までのおおむねの期間（障害認定期間）を次のとおりとしています。

ただし、急速に進行する疾病による障害については次の期間を適用しません。

- (1) 視覚、音声言語機能、平衡機能、そしやく機能障害・・・原則として、発症からおおむね1年経過後（ただし、原因疾病が脳血管障害である場合は、おおむね6か月経過後）
- (2) 聴覚・・・発症から6か月経過後
- (3) 肢体不自由
 - ① 脳血管障害・・・発症からおおむね6か月経過後（脳梗塞等が再発している場合は、再発から6か月経過後となる）
ただし、発症後3か月以上経過し、障害が固定していると判断されるものについては認定する場合もある。この場合、障害固定と判断するに至った理由が診断書に明記され、意識レベル、運動麻痺、日常生活活動及び画像診断資料の提出を求めて判定を行う。また、手帳交付日から1年後に再認定を行うものとする。
 - ② 脊髄（頸髄）損傷・・・発症からおおむね6か月経過後
ただし、外傷性による完全麻痺の場合は、受傷からおおむね3か月経過後
 - ③ 遷延性意識障害・・・発症からおおむね6か月経過後
 - ④ 切断・・・術後
 - ⑤ 人工関節等置換・・・術後からおおむね3か月経過後
 - ⑥ その他の疾病、外傷・・・発症、受傷からおおむね1年経過後（骨折等で手術を行っている場合は、術後から1年経過後）

(4) 内部障害

- ① 心臓・じん臓・肝臓機能障害・・・個々のケースに応じて判断される。
(例) 肝臓機能障害については、連続する検査日の間隔が90日以上180日以内であること。

- (注) 診断書肝臓の機能障害の状態及び所見「1 肝臓機能障害の重度症」欄の検査日（第1回及び第2回）に注意すること。
- ② 呼吸器機能障害・・・障害固定又は障害確定（推定）時点から
(注) 診断書総括表「④参考となる経過・現症」欄の「障害固定又は障害確定（推定）年月日」に注意すること。
- ③ ぼうこう・直腸機能障害
1) 腸管ストマ、尿路変更ストマ・・・ストマ造設直後（但し、永久的に造設されたものに限る）。
※但し、「ストマにおける排尿・排泄処理が著しく困難な状態」の合併によって上位等級に該当する場合は、原則としてストマ造設後6か月を経過後に認定することになる。ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月経過後に、再申請により再認定を行う。
- 2) 治癒困難な腸瘻・・・治療終了後
- ④ 小腸機能障害
1) 小腸大量切除（1級又は3級に該当する）の場合・・・手術時
2) 上記以外の場合・・・6か月の観察期間を経て認定